

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省）

制度名	特定地域における工業用機械等の特別償却（離島振興対策実施地域）		
税目	所得税・法人税（措法第 12 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 68 条の 27、措令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56）		
要望の内容	<p>離島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2 年間延長すること。</p> <p>延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 拡充：・対象業種に情報サービス業等を追加 （情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター） ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 （現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ）</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲5.9 百万円 （▲900 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 離島の振興は、離島振興法において、基礎条件の改善や産業振興等がその目的とされている他、海洋基本法においても、離島の保全が位置づけられ、海洋基本計画においては「地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。」と規定されている。一方で、離島は、定住人口の減少や高齢化の進行が著しく、離島の基幹産業である公共事業、農林水産業は低迷し、産業再生や雇用の確保が喫緊の課題となっている。 このため、離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図り、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生を図るため、特別償却制度の拡充・延長を要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 離島は、我が国領域の最先端に位置して国境線を形成し、国土の約 12 倍、世界第 6 位となる広大な領域、排他的経済水域等の確保に寄与しており、離島に住民が居住し経済活動を行っていることにより、国境の管理という国家的役割をより一層効果的に果たしていくことが可能となる。 一方、このような離島の主な産業である農林水産業や建設業は低迷しており、他の産業についても、海による本土との隔絶性など他の地域にはない条件不利性から、一般的に地域間競争力が不利に働き、新たな産業が進展しにくい状況にある。また、これらのことから、雇用の確保・新たな雇用の創出が極めて厳しいものとなっている。 これらのことから、厳しい条件下にある中、離島地域の特性を最大限活かし、離島の産業の競争力を強化、雇用機会の確保、交流人口の拡大を図り、離島に将来にわたり安心・安全した暮らしに資するとともに、地域における定住化、集落機能の維持を図り、コミュニティの維持・再生を期するため、現行の特別償却制度について、情報サービス業等の追加、旅館業に係る過疎地域に類する地区の廃止の拡充を行うとともに、延長する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○離島振興法第19条 「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。」</p> <p>○政策評価体系</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全の発展を図る</p> <p>《中目標》 農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
		政策の達成目標	過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	<p>（2年延長を要望） 本土に比べて高い物価価格差の是正を行い、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化を図ることにより、離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 このことを踏まえ、以下のものを数値目標として設定する。</p> <p>・過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 （基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%）</p>
		政策目標の達成状況	<p>前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度485万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円（推計値）となっている。</p> <p>本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、本達成目標に変更することとした。</p>
有 効 性	要望の措置の適用見込み	<p>適用見込み件数</p> <p>・H23 5件 ・H24 5件</p>	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>当該措置は、離島振興に必要な、離島地域全体の製造業、農林水産販売業、旅館業及び情報サービス業等を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p> <p>特別償却を適用した企業によると、設備投資に当たって、携帯電話の部品製造のための工場を増設した結果、約80人の雇用が創出された事例もある。</p> <p>また、特に今回の拡充要求のうち情報サービス業等については、コールセンターをはじめとして、多くの雇用が発生すると見込まれ、地域の雇用や産業に与える影響は大きく、離島においても、そのニーズは高く、拡充の効果は大きいと考えられる。</p> <p>よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段であり、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p>	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 買換特例（所得税、法人税）（租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の第 9 号、同法第 37 条の 4、同法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 9 号、同法第 65 条の 9、同法施行令第 25 条第 12 項第 2 号二、同法施行令第 39 条の 7 第 6 項第 2 号二） 												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 24,591 百万円（H22 当初、国費） 等</p> <p>（農山漁村における定住や二地域間居住、都市との交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援等）</p>												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、離島振興対策実施地域への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>												
	要望の措置の妥当性	<p>海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下の離島において、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当なものである。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>												
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ H 1 9</td> <td>1 件</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>・ H 2 0</td> <td>1 件</td> <td>4 百万円</td> </tr> <tr> <td>・ H 2 1</td> <td>2 件</td> <td>1 9 百万円</td> </tr> </tbody> </table>		件数	減収額	・ H 1 9	1 件	1 百万円	・ H 2 0	1 件	4 百万円	・ H 2 1	2 件	1 9 百万円
		件数	減収額											
	・ H 1 9	1 件	1 百万円											
・ H 2 0	1 件	4 百万円												
・ H 2 1	2 件	1 9 百万円												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>離島地域は、他の条件不利地域の中でも特に海で隔絶された地域であり、他地域よりも大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、当該措置の適用は数件程度の安定した実績がある。</p> <p>特に一昨年以來、原油高騰の影響を直接的に大きく受けているところであり、新規の設備投資を行うことができず、多くの企業では人件費等の経費削減をせざるを得ない状況下であっても、ここ数年の当該措置の適用件数は毎年 2 件程度と安定しており、企業誘致効果の高い制度となっている。</p> <p>また、適用された案件については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながるなど、当該措置により離島地域の産業の活性化や、他の地域との交流の活発化が図られている。</p> <p>引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p>													
前回要望時の達成目標	中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持													

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度 485 万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成 21 年度は 401 万円（推計値）となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成 7 年度 適用期限の 2 年延長 平成 9 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成 11 年度 適用期限の 2 年延長 平成 13 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 15 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 適用期限の 2 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ） 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長</p>